

受理年月日	平成 26 年 3 月 24 日	付託年月日	平成 26 年 3 月 25 日	所管委員会	第 2 委員会
番 号	26 年 請 願 第 8 号				
件 名	保育・子育て支援施策の充実について				
請 願 者	中央区大名一丁目 10-25-506 福岡県保育団体連絡会 代表 田中 歩 外 16,882 人				
紹介議員	中山、綿貫、熊谷、星野、宮本、高田、池田、落石、荒木				
分割付託	なし				
要 旨	<p>本市は、ここ数年の深刻な待機児童問題に対し、この5年間で14カ所の保育所を新設しました。しかし、2013年4月、政令市一待機児童が多い都市となってしまいました。やはり高まる保育要求に対し、絶対的な保育所数が不足していることは否めません。</p> <p>これまでに本市は待機児童問題に対して、定員増でマンモス園をふやしたり、分園をつくったり、定員を超えた子どもの受け入れを進めたり、家庭的保育サービスをふやす等の応急処置的な策ばかりを先行させ、公立保育所 21 カ所を現在 10 カ所までに民営化しています。2003 年、15 年ぶりに認可保育所をつくり新設にも着手するようになりましたが、それまで実施していた民間保育所への土地無償貸与の制度はなくし、市の責任で認可保育所をつくることを怠ってきました。</p> <p>そんな中、保育現場では、詰め込み保育を子どもに強い、職員には長時間で不安定な労働条件を強いており、離職率がふえています。多くの保育所で募集しても職員が集まらない悩みが出されており、職員不足は、待機児解消の足かせになるほど深刻です。</p> <p>国は、2012年に決まった、子ども・子育て支援関連三法を2015年4月にも実施すべく準備を進めています。これによる新しい保育の制度は、保護者の保育・幼児教育サービス事業の利用制度となります。子どもの成長発達の権利保障という視点は、国には全くありません。さらに国は、積極的な企業参入の導入によって待機児ゼロを実現した横浜方式を、全国的に推し進めようとしています。</p> <p>本市は、企業参入を推進するものではない立場を議会答弁の中で明らかにしていますが、本市責任のもと、最低基準を守り、公的財政保障による保育施策が急務です。本来の児童福祉法や、子どもの権利条約の理念に立ち返り、全ての子どもへの健やかな育ちの保障と、安心して保育・子育てができる制度の実現を求めて、以下の事項を請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育が必要な子どもに対し、児童福祉法第 24 条に基づき、保育に不可欠な最低基準を緩和することなく、本市責任による認可保育所での保育を保障すること。</li> <li>2. 認可保育所を新設し、待機児童の積極的解消を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新設に当たっては、土地確保のために、公有地の無償貸与を積極的に進めること。</li> <li>(2) 新設に当たっては、何よりも子どもの保育環境を最重点課題として取り組むこと。</li> </ol> </li> <li>3. 豊かな食育のもとでの給食を目指し、下記のとおり充実すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 3歳以上児の主食を含めた完全給食を実施し、食育を通して健全な心身を培い、豊かな人間性を育む土台づくりに努めること。</li> <li>(2) 現在の自園方式での給食を継続し、外部搬入・外部委託を導入しないこと。</li> </ol> </li> <li>4. 保育所・幼稚園・放課後児童育成事業・他子育て支援施策拡充のために、予算を大幅にふやすこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育料を下げ、保護者の負担軽減を図ること。</li> <li>(2) 障がい児保育充実のための予算を大幅にふやすこと。</li> <li>(3) 保育所・幼稚園・放課後児童育成事業職員の処遇を専門職にふさわしく改善すること。</li> </ol> </li> <li>5. 子ども・子育て支援新制度の実施については、制度の具体的な内容が不明確なまま拙速に進めないこと。当事者の声を丁寧に聞きながら子どもの最善の保育環境をつくることに努めること。</li> </ol>				
審 査	平成 年 月 日	結 果	委員会		
年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日、		
	平成 年 月 日		本会議 平成 年 月 日		

平成 26 年 3 月 24 日

福岡市の保育・子育て支援施策の充実を求める請願

福岡市議会議長 森 英鷹様

16882 筆

請願団体 福岡県保育団体連絡会

福岡市中央区大名 1 丁目 10-25-506

(TEL

代表 田中

2013年 月

## 福岡市の保育・子育て支援施策の充実を求める請願

福岡市議会議長 殿

### 〈請願主旨〉

福岡市は、ここ数年の深刻な待機児童問題に対し、この5年間で14園の保育所を新設しました。しかし、2013年4月「政令市一待機児童が多い都市」となってしまいました。やはり高まる保育要求に対し、絶対的な保育所数が不足していることは否めません。

これまでに福岡市は、待機児問題に対して、定員増でマンモス園を増やしたり、分園をつくったり、定員を超えた子どもの受け入れをすすめたり、家庭的保育サービスを増やす等の“応急処置的な策”ばかりを先行させ、公立保育所21カ所を現在10カ所までに民営化しています。

2003年、15年ぶりに認可保育所をつくり新設にも着手するようになりましたが、それまで実施していた民間保育所への土地の無償貸与の制度はなくし、「市の責任で『認可保育所』をつくる」ことを怠ってきました。

そんな中、保育現場では、詰め込み保育を子どもに強い、職員には長時間で不安定な労働条件を強いており、離職率が増えています。多くの保育所で募集しても職員が集まらない悩みが出されており、職員不足は、待機児解消の足かせになるほど深刻です。

国は、2012年に決まった「子ども・子育て支援関連三法」を2015年4月にも実施すべく準備をすすめています。これによる新しい保育の制度は、保護者の「保育・幼児教育サービス事業の利用制度」となります。「子どもの成長発達の権利保障」という視点は、国には全くありません。さらに国は、積極的な企業参入導入によって「待機児0」を実現した「横浜方式」を、全国的に推し進めようとしています。

福岡市は、企業参入を推進するものではない立場を議会答弁の中で明らかにしていますが、福岡市責任の下、最低基準を守り、公的財政保障による保育施策が急務です。

本来の児童福祉法や、子どもの権利条約の理念に立ち返り、「すべての子どもの健やかな育ち」の保障と、安心して保育・子育てができる制度の実現を求めて、以下について請願いたします。

請願団体 福岡県保育団体連絡会

福岡市中央区大名1丁目10-25-506

## 請 願 項 目

1. 保育が必要な子どもに対し、児童福祉法24条に基づき、保育に不可欠な最低基準を緩和することなく、福岡市責任による認可保育所での保育を保障してください。
2. 福岡市は、認可保育所を新設し、待機児童の積極的解消をおこなってください。
  - ・ 新設にあたっては、土地確保のために、公有地の無償貸与を積極的に進めてください。
  - ・ 新設にあたっては、何よりも子どもの保育環境を最重点課題としてとりこんでください。
3. 豊かな「食育」のもとでの給食をめざし、下記のとおり充実してください。
  - ・ 3歳以上児の主食を含めた完全給食を実施し、食育を通して健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ土台づくりに努めてください。
  - ・ 現在の『自園方式』での給食を継続し、外部搬入・外部委託を導入しないでください。
4. 保育所・幼稚園・放課後児童育成事業・他子育て支援施策拡充のために、予算を大幅に増やしてください。
  - ・ 保育料を下げ、保護者の負担軽減をはかってください。
  - ・ 障害児保育充実のための予算を大幅に増やしてください。
  - ・ 保育所、幼稚園、放課後児童育成事業職員の処遇を専門職にふさわしく改善してください。
5. 「子ども・子育て支援新制度」の実施については、制度の具体的な内容が不明確なまま拙速にすすめないでください。  
当事者の声をていねいに聞きながら子どもの最善の保育環境をつくることに努めてください。

氏 名	住 所
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]	